

受講生個人の給付金・企業（事業主）の助成金活用

受講生個人が給付金を受給する場合

JPCAものづくりアカデミー**受講開始前**にご自分が「**専門実践教育訓練給付金**」の**支給対象者**かどうか**ご自身で確認頂く必要があります。**

 **お住まい管轄のハローワークに
予約・訓練前キャリア
コンサルティング受診！**

受講開始の遅くとも**1か月前（6月16日迄）**に、**個人は**お住まい管轄**ハローワーク**で、**企業は**管轄の**労働局**で、**給付金手続き・人材開発支援助成金申請手続きを完了する必要があります。**

必ずハローワークから教育訓練
支援給付金受給資格者証**を
入ります。** 

企業（事業主）が助成金を受ける場合

JPCAものづくりアカデミー**受講開始
2か月前**からご準備願います。電子申請の為の**GビズID**を取得すると各種申請をPC画面上で可能となります。

**企業を管轄する各都道府県
労働局に事前相談！
訓練実施計画届を提出** 

必ず労働局から人材開発支援助成金の「人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）」受給資格対象事業主の認定を取得願います。 

受講後の手続き（詳細）について

JPCAものづくりアカデミー開講（7月17日）～仮修了（10月3日）～
個別OJT研修@受講生所属現場12月中実施

12日間の**全座学カリキュラム修了**（通学集合研修**10日以上**出席）し、
現場実習**OJT研修**にて合格した受講生に次の**証明書**を発行、お渡し致します。

座学受講完了後

・ **受講証明書**



OJT研修合格後

・ **専門実践教育訓練
修了証明書**

・ **第四次産業革命スキル
習得講座修了証**



座学受講完了・OJT研修
合格後

・ **人材開発支援助成金（人材
育成支援コース）**

**一般教育訓練等の
受講証明書・受講修了
証明書**

・ **第四次産業革命スキル
習得講座修了証**



証明書3通をハローワーク提出・申請で**教育
訓練給付金＝受講料(教材費含む)
の70%受給**できます。

証明書2通を労働局提出・申請で**受講経費
の75%**（大企業60%）と**賃金助成**（中小
1,000円/1h、大500円/1h）を**受けられます。**